

◎道路法等の一部を改正する法律

(平成二六年六月四日法律第五三号)

一、提案理由(平成二六年四月二六日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 ただいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

高速道路の建設開始から半世紀が経過し、今後その老朽化対策として計画的な更新を推進する必要があります。また、都市再生や地域活性化の観点から高速道路の活用を図るため、所要の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路株式会社と締結する協定や、機構が作成する業務実施計画に、更新事業に関する事項を定めなければならないこととしております。また、高速道路の更新財源を確保するため、建設債務の償還満了後の一定期間において、継続して料金を徴収す

道路法等の一部を改正する法律

ることができることとしております。

第二に、道路の上部空間を活用し、都市再生事業と高速道路の維持更新事業との連携を図るため、立体道路制度を既存の高速道路にも適用できることとしております。

第三に、高架の道路の下部空間の活用を図るため、占用の許可基準の緩和や、占用者を公平に選定するための入札制度を創設することとしております。

第四に、地域活性化の観点から高速道路の活用を図るため、スマートインターチェンジの整備に対する新たな財政支援を行うこととしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年四月二五日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図

るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、
第一に、高架の道路の下部空間の活用を図るため、占用許可基準を緩和するとともに、占用者を公平に選定するための入札制度を創設すること、

第二に、立体道路制度を既存の高速道路にも適用できること、

第三に、高速道路の更新財源を確保するため、高速道路会社
が管理する高速道路に係る料金徴収期間の満了の日を変更する
こと、

第四に、スマートインターチェンジの整備に要する費用の貸
付制度を創設すること
などであります。

本案は、去る四月四日の本会議において趣旨説明及び質疑が
行われた後、本委員会に付託され、十六日太田国土交通大臣か
ら提案理由の説明を聴取し、十八日質疑に入り、二十二日には
首都高速道路一号羽田線等の視察を行いました。翌二十三日、
質疑を終了し、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもつ
て原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二三日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留
意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 高速道路の安全性を確保するため、道路の適時適切な点検・
修繕等に努め、その維持・管理に万全を期すること。

二 高速道路の点検・修繕・維持・管理について、高速道路会
社は組織として責任をもって対応すること。

三 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合に
は、コスト削減に努めるとともに、必要性、工事内容等の妥
当性に関して客観的評価を実施することにより透明性を確保
すること。

四 高速道路ネットワークは全ての国民の共通の社会資本であ
り、既に整備済みの高速道路ネットワークについてより一層
の有効活用を図ることが求められることから通行料金を引き
下げ、可能な部分より早く無料化し、利便性向上を実現する
方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度か
ら引き続き検討すること。

五 無料化により交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度
が画期的に改善される路線については、早期の無料化につい
て、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き
検討すること。

六 高速道路の更新は最も緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重点課題として位置付け、公費投入の検討も含め、その加速を図ること。

七 高速道路の利用の実態把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。

八 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。

九 高速道路債務償還の満了後においても維持管理費用については利用者負担によることや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。

十 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。

十一 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料金制度の導入について検討すること。

十二 道路上空の立体利用に当たっては周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図ること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二六年五月二八日)

○藤本祐司君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

道路法等の一部を改正する法律

ます。

本法律案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、立体道路制度の拡充、スマートインターチェンジの整備に関する貸付制度の創設、高速道路の料金徴収期間の満了日の変更等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、料金徴収年限を十五年延長する理由、高速道路の更新の内容とその債務の償還方法、債務償還後における維持管理費用の負担の在り方、スマートインターチェンジの整備効果等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されています。

以上、報告いたします。

○附帯決議(平成二六年五月二七日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 高速道路の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すること。また、高速道路の更新は緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重要課題として位置付け、公費投入の検討も含め、その加速を図ること。
- 二 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合には、コスト削減に努めるとともに、大規模修繕については、その内容を精査し、安易な将来世代への負担の先送りをしないようにすること。また、特定更新等工事について、その必要性、工事内容等の妥当性に関して客観的評価を実施することにより透明性を確保すること。
- 三 高速道路ネットワークは国民共通の社会資本であることから、その一層の有効活用を図るため、通行料金の引下げ、交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度が画的に改善される路線等における早期の無料化など、利便性の向上を実現する方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。
- 四 高速道路の利用実態の把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。
- 五 大規模更新等の財源確保及び債務償還に当たっては、高速道路会社の経営に著しい影響を与えない範囲内で、高速道路各社の利益剰余金の活用等を図るなど利用者の負担軽減に努めること。
- 六 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。
- 七 高速道路債務の償還満了後においても維持管理費用については利用者負担を求めるとや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。
- 八 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。
- 九 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料金制度の導入について検討すること。
- 十 道路上空の立体利用に当たっては、周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図ること。
- 十一 道路の高架下の活用にあたっては、公共的・公益的利用を優先するとともに、地域における土地利用状況との調和を図り、地域住民の意向に配慮すること。

右決議する。